

**ブライダル大手のノバレーゼ、結婚式のある土日祝日の勤務は、  
社員のベビーシッター利用を無償化、新制度導入  
育児と仕事を両立できる環境整備で、優秀な人材の確保に先手  
経験豊富なスタッフの現場復帰で、受注率・サービス向上も**

結婚式場運営の大手、(株)ノバレーゼ(本社:東京都中央区、荻野洋基社長、全国30施設運営)は、土日祝日に勤務する社員のベビーシッター利用料を、会社が全額負担する新制度を、2019年1月4日(金)から導入します。

利用対象は、小学生以下の子どもを持つ、正社員とキャリアシード社員(契約社員)の男女です。

主に共働きの“育児ママ”の職種はこれまで、保育園や幼稚園の関係もあり、どうしても、披露宴や来館者の少ない平日勤務のアシスタント業務や管理業務に限られていました。ウエディングプランナーやドレスコーディネーターとして土日の現場復帰を望む者は多く、育児と仕事を両立しやすい環境をつくることで、優秀な育児世代の活躍の場を広げます。経験豊富な社員の現場復帰で、受注率やサービスの質向上も見込んでいます。

新制度「ノバキッズ」の運用にあたり、ベビーシッターのオンラインマッチングサービスを手掛ける株式会社キッズライン(東京・港区)と、提携します。

制度利用の対象者は、小学生以下の子どもを持つ正社員と契約社員のうち、土日勤務のある結婚式場やドレスショップに従事する計161人(男性82人、女性79人)<sup>※</sup>です。

※2018年11月末時点



会社はまず、社員の土日祝日の出社希望日と、勤務地の披露宴受注状況や人員体制などを踏まえて、月ごとに各人の土日祝日の勤務時間を算定します。そして、家と勤務地までの往復の移動時間を考慮した上で、各人のベビーシッター・サービスの利用時間を毎月、設定します。

社員は、その利用時間内であれば、キッズラインを通じて1日に何時間でも、月に何度でも、同サービスを利用できます。例えば、変形労働時間制を採用している社員は、勤務時間が長い日(例/9:00~21:00勤務、通勤片道1時間)だと、朝8時に家を出てから夜10時の帰宅まで14時間、同サービスを無料で使うことが出来ます。

社員自身が適切だと考えるシッターを自由に選べるようにするため、キッズラインに登録する時給2000円(税抜)の方まで、会社全額負担の対象とします。

制度は、婚礼現場で土日祝日に勤務できなかったママ・パパのほか、これまで土日祝日に現場勤務してきたママ・パパにも適用します。

当社は、本制度の導入で、育児世代の働きがいやモチベーションの向上に加えて、経験豊富な社員の現場復帰による、披露宴やウエディングドレスの受注率や提供するサービスの質向上も見込んでいます。

## 社内調査で約 8 割が利用に「興味あり」

制度導入に向けて、小学生以下の子どもを持つ社員を対象に、ベビーシッター・サービスの利用に関する社内調査を実施。約 8 割が利用に「興味がある」と回答しました。一方で、自宅にシッターを招き入れることに対して抵抗を感じる者の可能性も想定しています。従って制度導入後は、利用実例を社内イントラネットで公開しながら、利用者の生の声を届け、導入ハードルを下げる取り組みをします。今後さらに、社員の感想や希望を制度に反映するなどして、利用しやすい環境を整えていく考えです。

## 育児休暇後の復職率 98%、仕事と育児を両立できる環境づくり重要

当社の育児休暇後の復職率は 98%で、現在も 48 人が同休暇を取得しています。離職率も 2013 年度の 23.8%から 16.2% (2017 年度)に向上しています。女性が比較的多いブライダル事業において、優秀な育児世代やプレママ層らが長く、安心して働ける環境を整えることは、重要な企業テーマの一つです。加えて制度導入は、採用面でもメリットがあると考えています。多様な働き方ができる会社としてアピールし、採用力向上につなげます。

### 制度概要

制度名称	ノバキッズ	導入日	2019年1月4日(金)
制度対象	小学生以下の子どもを持つ正社員とキャリアシード社員(契約社員)のうち、土日勤務のある結婚式場やドレスショップに従事する男女 ※2018年11月時点で計161人(男性82人、女性79人) 対象者は会社が認める時間内であれば、キッズラインを通じて何時間でも、何度でも、同サービスを利用できる ベビーシッター・サービスの利用上限時間は、社員の出勤希望日と、勤務地の婚礼受注状況や人員体制、住居と勤務地の往復移動時間を踏まえて、会社が月ごとに決定する		
利用補足	社員はキッズライン社に登録中のベビーシッターの中から、社員が適任だと感じる方を自由に選ぶことができる キッズライン社が仲介するベビーシッターは人それぞれで時給が異なるため、シッターの時給上限は2000円とする。同社以外を利用する場合も上限額は同じとする。上限額を超える場合の超過分は自己負担とする キッズラインがベビーシッターを仲介できないエリアに関しては、社員各人が個別に利用する。ベビーシッターの利用料金を会社が全額支払う(時給上限2000円は同じ)		

### 本件に関するお問い合わせ先

(株)ノバレーゼ 広報担当:松井

TEL.03-5524-2299 FAX.03-5524-1133

E-mail: t-matsui@novarese.co.jp